

千葉県（千葉市を除く）

産業廃棄物収集運搬業許可証 第01210003982号

許可の年月日	平成28年3月18日																		
許可の有効期限	平成33年3月17日																		
1. 事業の範囲	<p>(1) 事業の区分 収集・運搬(積替・保管を含む。)</p> <p>(2) 産業廃棄物の種類 ア 収集・運搬(ただし、積替・保管を除く。)に係るもの (ア) 燃え殻、(イ) 汚泥、(ウ) 廃油、(エ) 廃酸、(オ) 廃アルカリ、(カ) 廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く)、(キ) 紙くず、(ク) 木くず、(ケ) 繊維くず、(コ) ゴムくず、(サ) 金属くず(自動車等破砕物を除く)、(シ) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く)、(ス) 鋳さい、(セ) がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む) (これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。)</p> <p>イ 収集・運搬(ただし、積替・保管を含む。)に係るもの (ア) 廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く)、(イ) 金属くず(自動車等破砕物を除く)、(ウ) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く)、(エ) がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む) (これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。)</p> <p>※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を収集・運搬できない。</p>																		
2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)	<p>積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ 許可証別紙1のとおり。</p>																		
3. 許可の条件	<p>(1) 積替・保管は、2に記載する施設で行うこと。 (2) 他の収集・運搬業者の搬入は認めないこと。 (3) 廃棄物の保管高は、廃プラスチック類はフレコンバッグ2段積(4メートル)以下とすること。金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類はフレコンバッグ3段積(3メートル)以下とすること。コンテナでの保管は、フレコンバッグ1段積(1.2メートル)以下とすること。 (4) 保管量は、船舶の運搬量(1回分)を超えないこと。 (5) 船舶の積み込みに合わせて運搬し、保管期間をできるだけ短縮すること。</p>																		
4. 許可の更新又は変更の状況	<table border="0"> <tr> <td>平成 3年 3月 18日</td> <td>更新許可</td> </tr> <tr> <td>平成 18年 3月 18日</td> <td>更新許可</td> </tr> <tr> <td>平成 23年 4月 12日</td> <td>変更届(積替・保管場の面積)</td> </tr> <tr> <td>平成 23年 8月 19日</td> <td>変更届(役員変更)</td> </tr> <tr> <td>平成 24年 9月 5日</td> <td>変更届(役員変更)</td> </tr> <tr> <td>平成 24年 12月 10日</td> <td>変更届(住居表示の変更)</td> </tr> <tr> <td>平成 25年 6月 18日</td> <td>変更届(株主変更)</td> </tr> <tr> <td>平成 26年 6月 4日</td> <td>変更届(株主変更)</td> </tr> <tr> <td>平成 28年 3月 18日</td> <td>更新許可</td> </tr> </table>	平成 3年 3月 18日	更新許可	平成 18年 3月 18日	更新許可	平成 23年 4月 12日	変更届(積替・保管場の面積)	平成 23年 8月 19日	変更届(役員変更)	平成 24年 9月 5日	変更届(役員変更)	平成 24年 12月 10日	変更届(住居表示の変更)	平成 25年 6月 18日	変更届(株主変更)	平成 26年 6月 4日	変更届(株主変更)	平成 28年 3月 18日	更新許可
平成 3年 3月 18日	更新許可																		
平成 18年 3月 18日	更新許可																		
平成 23年 4月 12日	変更届(積替・保管場の面積)																		
平成 23年 8月 19日	変更届(役員変更)																		
平成 24年 9月 5日	変更届(役員変更)																		
平成 24年 12月 10日	変更届(住居表示の変更)																		
平成 25年 6月 18日	変更届(株主変更)																		
平成 26年 6月 4日	変更届(株主変更)																		
平成 28年 3月 18日	更新許可																		

5. 積替え許可の有無	有・ 無
(積替え許可を有している場合において、市名及び許可番号を記載すること。)	
市名	千葉市
許可番号	05510003982
6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無	有・無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

許可証別紙1

積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

産業廃棄物の種類	積替・保管場所の面積	最大保管量	保管高さ	数量	値段の所在地
廃プラスチック類	112 m ²	448m ³	4m以下	1	千葉県袖ヶ浦市南袖 31番地の一部
廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物を含む)	6 m ²	7.15m ³	1.2m以下	1	
金属くず	6 m ²	7.15m ³	1.2m以下	1	
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	98 m ²	294m ³		1	
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず (石綿含有産業廃棄物を含む)	6 m ²	7.15m ³	1.2m以下	1	
がれき類	98 m ²	294m ³	3m以下	1	
がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む)	176 m ²	352m ³	2m以下	1	